



弁護士法人デイライト法律事務所は、労務、ビジネス関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレターとして不定期にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、企業法務に携わる方に少しでもお役に立てる情報となれば幸いです。

- 今月の内容
- SNS炎上の損害賠償は破産できるか？
 - 電動キックボードの規制が変わる？
 - 熱中症は労災になる？
 - セミナー情報

● SNS炎上の損害賠償は破産によって支払い義務が免除になるか？

1 初めに

近頃、寿司チェーン店における不適切な動画投稿による損害賠償請求の裁判が行われたり、それ以外のSNSの不適切な投稿についても問題視されたりしています。

実際に企業が加害者から賠償金を受領するためには、裁判で勝訴する必要があります。

しかし、勝訴をしても実際に賠償金を受け取ることができるかは別問題です。

加害者が自ら支払うか、支払わない場合には強制執行を取るなどの手段を取らないと、賠償金を受け取ることができません。

また、加害者は損害賠償を支払えないために破産を行う可能性もあります。

そこで、加害者が破産をして、SNS炎上の損害賠償の責任から逃れることができるかどうかについて解説します。

2 自己破産をしての免責

債務が膨らんだ人が、生活の再建を目的として、破産申立をして、債務の返済義務の免除をめざすことは珍しくはありません。

自己破産をすると、一定の場合を除くと基本的には、借金や賠償金などの債務を返済する義務がなくなります

個人の破産は、サラ金などの返済が困難な人が行うイメージですが、賠償金を支払うことのできない人も自己破産することが可能です。

3 どのような場合に返済義務は免除されない？

借金の原因に問題がある場合や破産の手続きで虚偽の報告を行なった等の一定の事由に該当した場合には、原則として返済義務が認められないこととなります。

原則として、返済義務が認められない事由のことを免責不許可事由と呼びます。

先ほどとは反対に、免責不許可事由に該当しない場合には、免責は認められることとなります。

さらに、免責不許可事由に該当する場合にも、例外的に、裁判所の権限で返済義務を免除することが可能です。

実務的には、裁判所の権限での返済義務の免除は多く見られ、むしろ免除されない方が極めてレアケースです。

免責不許可事由については、こちらのページをご参照ください。

免責不許可事由とは？【弁護士執筆】

<https://www.daylight-law.jp/debt/qa/qa22/>

したがって、よほど特殊なケースでなければ、返済義務が免除されることとなります。

4 破産の効力が及ばない債務が存在する

先ほど、破産をするとよほど特殊なケースでなければ、返済義務が免除されると説明しました。

もともと、裁判所での返済義務の免除の決定が出て、一定の債務は、免除の効力が及びません。

弁護士法人 デイライト法律事務所

福岡オフィス	福岡市博多区博多駅前 2-1-1 福岡朝日ビル 7F
東京オフィス	東京都渋谷区桜丘町 26-1 セルリアンタワー 15F
大阪オフィス	大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル 7F
北九州オフィス	北九州市小倉北区浅野 2-12-21 SSビル 7・8F
ハワイオフィス	GROUP DAYLIGHT LAW FIRM, LLLC 1750 Kalakaua #403, Honolulu, HI 96826



この記事について
のお問い合わせ
は、北御門までお
気軽にどうぞ。

例えば、税金については、免除の対象から外されます。

そのほかには、「悪意で加えた不法行為」や「身体生命に対して悪意もしくは重過失で加えた不法行為」「罰金」等が免責の対象から外されると規定されています。

5 実際にSNS炎上の賠償金支払義務は破産で免除される？

結論としては、賠償金支払義務は破産で免除される可能性が極めて高いです。

先ほどご説明しましたとおり、自己破産の結果、免除が認められた場合にも、一定の債務については、その免除の効果が及びません。SNS炎上の賠償金の請求の根拠は、基本的には不法行為に基づくものです。不法行為とは、他人に正当な理由なく損失を与えた場合の民事上の責任です。

近頃報道されているような損害賠償の根拠は、会社の株価下落や企業イメージの悪化より、会社に損害を与えたことを根拠としてと考えられますので不法行為に基づく請求と思われます。

このような賠償請求が破産による返済義務免除の対象から外されるには、「悪意」で加える必要があります。ここでいう「悪意」とは、積極的に他人を害する意思を言います。

現在問題となっているSNS炎上は、単純に仲間内の悪ふざけがSNSを通じて全世界に発信されたものであるため、積極的に会社のイメージを悪化させるように、会社を積極的に害する意思があるとは言い難いでしょう。そのため、このような賠償金は、原則通り免除の対象に含まれる可能性が高いです。

なお、これまでのお話は、あくまで民事的な賠償金の支払いの責任についてのものですので、業務妨害罪などの刑事的な責任はまた別のものになります。

罰金刑となった場合には、破産をしても免除の対象外となる「罰金」ですので、破産により免除されることはありません。

●電動キックボードの規制が変わる？

1 初めに

最近街中で電動キックボードをよく見かけるようになりました。なかには、時速20キロメートル以上も出せるものもあり、排気ガスも出さないことから新たな交通手段として注目を集めています。

このような電動キックボードに新たな区分が設定される法規制が令和5年7月1日施行されますので、解説いたします。

2 これまでの規制

これまでは電動キックボードは、一律にバイクと同様の扱いとなっており、運転するには、運転免許が必要とされていました。また、運転する際には、ヘルメットの着用も義務付けられていました。

3 新区分の「特定小型原動機付自転車」とは？

2023年7月1日の道交法改正により、「特定小型原動機付自転車」という区分が設けられました。

一定の要件を満たす電動キックボードは、「特定小型原動機付自転車」として、原付バイクより緩やかな規制で運転することができます。

一定の要件とは、以下の6つを満たすものです。

- 1.原動機として、定格出力が0.60キロワット以下の電動機を用いること。
- 2.20キロメートル毎時を超える速度を出ることができないこと。
- 3.走行中に最高速度の設定を変更することができないこと。
- 4.AT機構がとられていること。
- 5.道路運送車両の保安基準第66条の17に規定する最高速度表示灯が備えられていること。
- 6.長さ：190センチメートル以下 幅：60センチメートル以下

4 「特定小型原動機付自転車」の規制は？

原動機付自転車と違い種々の違いがあります。

基本的には、原動機付自転車よりも緩やかな規制で運転できるようになっています。

	原動機付自転車	特定小型原動機付自転車
免許	必要	不要(但し、16歳以上に限りです)
ヘルメット	必要	努力義務(罰則はなし)
最高速度	時速30キロメートル	時速20キロメートル (特例特定小型原動機付自転車は時速6キロメートル)
走行場所	車道	車道左側 (特例特定小型原動機付自転車は、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている歩道も走行可能)
自賠責保険	必須	必須
ナンバープレート	必須	必須

もちろん、その他の道路交通法の規制は適用されますので、飲酒運転の禁止や事故時の警察への報告は法律上の義務です。

5 終わりに

現在、法整備も進み次世代の乗り物として注目を集めていることは間違いありません。

しかし、構造上、タイヤの径が小さい関係で、フラつきや転倒の危険はつきまといます。

規制が緩やかになったとしても、自身の身体を守るために、くれぐれも安全には注意するべきでしょう。





●従業員が工作中に熱中症になったら労災？

1 初めに

最近では、連日25度を記録し、熱中症の危険性がより高い季節となっています。

仕事の都合上、従業員に暑い場所で仕事をしてもらうケースもあるかと思えます。

暑い場所で仕事をしていた従業員が職場で熱中症になることもあり得るでしょう。

そのような熱中症で労災となった場合について解説いたします。

2 労災になる可能性があるか

結論として、**従業員が工作中に熱中症になった場合、労災に該当する可能性は十分にあります。**

熱中症による死亡者及び休業4日以上の上業務上疾病者数は、2022年に805人と発表されています。

厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33275.html

4日以上の上業務上疾病者を行った方の計上だけで805人ですので、1~3日で復帰をした熱中症患者者を加算すると、工作中に熱中症となった人はさらに多いと思えます。

3 どのような場合に労災と認定されるか？

熱中症で労災と認定される要件として、公益社団法人労災保険センターでは、以下の要件が示されています。

【一般的認定要件】

1. 業務上の突発的又はその発生状態を時間的、場所的に明確にし得る原因が存在すること
2. 当該原因の性質、強度、これが身体に作用した部位、災害発生後発病までの時間的間隔等から災害と疾病との間に因果関係が認められること
3. 業務に起因しない他の原因により発病(又は増悪)したものでないこと

大まかなイメージとしては、熱中症となってもおかしく無い状況(仕事)があつて、時間的にその状況(仕事)が原因で、他の原因が無いことです。

【医学的診断要件】

1. 作業条件及び温湿度条件等の把握
2. 一般症状の視診(けいれん、意識障害等)及び体温の測定
3. 作業中に発生した頭蓋内出血、脳貧血、てんかん等による意識障害等との鑑別診断

大まかなイメージとしては、仕事の条件・湿度温度、体温やその他の症状、そのほかの症状との区別がつく必要があるということです。

4 労災となつたらまずはどうすれば良い？

①熱中症となつた従業員の治療→②労災保険の手続→③労働者死傷報告書の提出

①熱中症となつた従業員の治療

何をおいても、熱中症となつた従業員の身体の回復のために適切な対応をすることが最優先です。

場合によっては、救急搬送を行う必要があります。

さらに、救急搬送の手続の後には、速やかに労働基準監督署への連絡を行なうおくべきでしょう。

②労災保険の手続

労災保険の申請は、従業員が行うことになっていますので、基本的には、会社側としては何かしらの手続をする必要はありません。

労災保険の申請の手続は複雑ですので、従業員の代わりに会社が申請を行うこともあり得ます。

③労働者死傷報告書の提出

従業員が死亡または、休業する場合には、労働基準監督署に労働者死傷報告書の提出が必要になります。

死亡もしくは、4日以上の上業務上疾病をした場合には、「様式23号」を、1~3日の休業の場合には、「様式24号」を提出する必要があります。

5 労災となつたら時の会社の義務

会社は、**労災事故が発生した場合には、従業員が休業する際の休業1~3日目の休業補償を労働基準法で定める平均賃金の60%を従業員に支払う必要**があります。

また、労災の発生に関して会社の責任がある場合には、従業員の損害を賠償する責任も生じます。

また、先ほどご説明しました労働者死傷報告書の提出も義務となっています。

労働災害が発生した場合、災害の原因を分析し、再発防止対策を策定して実施することも必要になります。

6 まとめ

ここまで、熱中症が労災になるか、どのような場合に労災となるかについて解説しました。

会社側としては、予防的な側面として可能なかぎりこまめに休憩を取ったりして、そもそも熱中症とらないように対策すべきでしょう。

また、もし、熱中症となつた場合には、早めに病院に行ってもらい、できる限り重症化を避けることを最優先すべきでしょう。

●セミナー情報

残業代・2024年問題 対応セミナー

社労士必見!

福岡・大阪開催



セミナー情報について

詳しくはWEBを御覧ください→

<https://www.daylight-law.jp/138/>



弁護士が教える、残業代・2024年問題への法的対応の実務

このような方におすすめ

- ・顧問先企業をサポートしている
- ・2024年問題に関心がある
- ・顧問先が残業代を請求されたときに守りたい
- ・企業の紛争予防に関心がある
- ・固定残業代の有効条件を確実に押さえたい
- ・労働問題に詳しい弁護士に相談したい

講師 弁護士 宮崎 晃

(デイライト法律事務所 代表弁護士)



このセミナーで学べること

本セミナーでは労働問題に注力する弁護士が長時間労働を規制する法令や長時間労働を解消するためのポイント等について解説いたします。



- 残業に関する法規制のポイント
- 2024年問題とは?基本からわかりやすく解説
- 速報!固定残業代についての最新判例(2023年3月10日最高裁判決)の紹介
- 長時間労働を解消するためのポイント
- 労働者側弁護士から残業代を請求されたときの対応方法
- 社労士が労働問題に強い弁護士と連携するメリット

福岡開催

日時 2023年8月4日(金) 17:00~18:30

※ご希望の方のみ、セミナー後に懇親会を開催予定です。

開催場所 デイライト法律事務所福岡オフィス セミナールーム
(博多駅徒歩1分)

定員 24名(定員になりしだい締め切らせていただきます。)

参加費用 3,000円(顧問先の方は無料)

懇親会費 5,000円(参加希望者のみ)

大阪開催

日時 2023年8月7日(月) 15:30~17:00

開催場所 デイライト法律事務所大阪オフィスセミナールーム
(大阪駅徒歩8分)

定員 24名(定員になりしだい締め切らせていただきます。)

参加費用 3,000円(顧問先の方は無料)

くわしくはこちらをご覧ください。

<https://www.daylight-law.jp/138/202308/>

※転記フリー※

このニュースレターは転記フリーです。
役に立つと思ったら、転記していただいて結構です。
今回の記事に関するお問い合わせはこちらまで
弁護士 北御門 晋作
e-mail info@daylight-law.jp

デイライト法律事務所には、各分野に強い弁護士が複数在籍しております。
お困りのことがありましたらぜひご相談ください。



企業法務 / 労働問題



離婚・男女問題



相続 / 事業承継



交通事故 / 人身障害



刑事 / 企業犯罪



破産再生

ご予約専用フリーダイヤル 0120-783-645

24時間 365日 電話受付